

県内保育所等への特別指導監査等に係る中間報告について

社会福祉法人ライオンの子及びライオンの子ホールディングス株式会社が運営する県内7か所の保育所等において、令和6年5月29日以降に実施した特別指導監査及び特別立入調査（以下「特別指導監査等」という。）の結果、勤務実態のない職員に対し、給料の振込がなされていたほか、実態と異なる勤務時間等に基づく給付費等の請求が行われていたことが判明しました。

現時点で調査中の事項もありますが、これまでに確認した当該事案の一部概要を次のとおり公表します。

沖縄県としましては、当該不正受給に係る事案を重く受け止め、厳正に対処するとともに、関係市と連携し、保護者等に混乱を来すことがないように、適切に対応してまいります。

1 施設概要等

- (1) 設置法人 社会福祉法人ライオンの子
理事長 末広 尚希
ライオンの子ホールディングス株式会社
代表取締役 末広 尚希
- (2) 運営施設

番号	設置法人	施設名	所在地 (市町村)	施設類型	施設監査 団体	確認監査 団体	立入調査 団体
①	社会福祉法人	首里ライオンの子保育園	那覇市	保育所	那覇市	那覇市	—
②	社会福祉法人	そらみライオンの子保育園	宜野湾市	保育所	沖縄県	中部広域市町村圏事務組合	—
③	株式会社	ライオンの子保育園キアラ	那覇市	小規模保育事業所	那覇市	那覇市	—
④	株式会社	ライオンの子保育園ブンバァ	宜野湾市	小規模保育事業所	中部広域市町村圏事務組合	中部広域市町村圏事務組合	—
⑤	株式会社	ライオンの子保育園ティモン	浦添市	小規模保育事業所	浦添市	浦添市	—
⑥	株式会社	ライオンの子保育園	浦添市	認可外保育施設（企業主導型）	—	—	沖縄県、児童育成協会
⑦	株式会社	ライオンの子保育園分園	浦添市	認可外保育施設（企業主導型）	—	—	沖縄県、児童育成協会

※ 宜野湾市においては、法令に基づく施設監査等の事務を中部広域市町村圏事務組合にて共同処理

2 これまでの経緯

- 4月5日 ライオンの子ホールディングス株式会社が設置した保育施設の元保育従事者（以下「元保育従事者A」という。）から、令和3年5月に施設を退職し、それ以降勤務していないにも関わらず、系列の認可保育所からの給与として、那覇市に対し所得申告がなされているとの苦情があった。
- 4月9日 県において、苦情の内容を確認するため、法人が運営する7か所の保育施設の関係市等に対し、当該事案に関する情報提供及び当該施設に関する資料提供を依頼
- 5月15日 過去の監査調書等を確認した結果、広域にわたり職員配置に疑義が生じたため、関係市等と調整の上、特別指導監査等の実施を決定
- 5月29日 指導等の権限を持つ5団体（沖縄県、那覇市、宜野湾市、浦添市、中部広域市町村圏事務組合）及び国の委託をうけた公益財団法人児童育成協会の計6団体により、宜野湾市2施設、浦添市3施設、那覇市2施設に対し、同時刻（10時）に特別指導監査等を実施
- 6月21日 沖縄県、宜野湾市、中部広域市町村圏事務組合により宜野湾市内2施設に対し、追加調査を実施
- 6月24日 6団体（沖縄県ほか5団体）により、代表者及び各施設事務員等の職員を招集し、ヒアリングを実施
- 7月8日 5団体（児童育成協会を除く沖縄県ほか4団体）により、代表者及び各施設事務員等の職員を招集し、再ヒアリングを実施

3 特別指導監査等の実施により確認した不適切事項（令和6年8月時点）

令和6年5月29日以降、6団体が実施した特別指導監査等により、法人が運営する全ての保育施設において、勤務実態のない職員等の氏名を、毎月の給付費等支払算定に係る職員表等（以下「職員表等」という。）に記載するとともに、勤務しているよう装うため筆跡の複写等により関係書類をねつ造するなど、実態と異なる虚偽の職員配置等の報告を行っていたことを確認した。

これらの事実に基づき職員配置状況を再確認した結果、一部の保育所等においては、保育士数が年齢別配置基準を満たしていないことや、公定価格において充足することとされている職員構成を前提に支払われる給付費等について、不正受給が行われていたことを確認した。

記

(1) 系列施設を退職した元保育従事者Aへの給料の振込等

「ライオンの子保育園（浦添市・認可外保育施設）」を退職した元保育従事者Aに対し、約4年間にわたり勤務実態がないにも関わらず「そらみライオンの子保育園（宜野湾市）」に勤務していたとして、元保育従事者Aの給与口座へ給料を振り込むほか、各行政庁等へ提出する監査調書や職員表等に、勤務実態のない元保育従事者Aの氏名を記載し、実態と異なる虚偽の職員配置等の報告を行っていた。

加えて、元保育従事者Aの給与口座に係る通帳は、そらみライオンの子保育園において保管されており、振り込まれた給料は元保育従事者Aへ支払われることなく、振り込み直後に引き出し、現金化されていたことを確認した。

(2) 保育従事者配置に係る虚偽報告等

保育所を含む複数の施設で、行政庁等に提出する監査調書や職員表等に、勤務実態のない職員等の氏名を記載し、実態と異なる虚偽の職員配置等の報告を行っていた。その数は令和3年度から令和5年度の3年間で延べ45人にのぼる。

また、職員の配置を証する書類となる出退勤簿、シフト表、雇用契約書等については、監査対応として、勤務実態の無い職員が配置されているよう装うため本人の筆跡を複写し雇用契約書を作成、加えて勤務地と居住地が近いようにみせかけるため複数の施設の労働者名簿にそれぞれ異なる住所を記載するなど書類をねつ造し、極めて不適切な対応が行われていた。

(3) 保育士の不足

勤務実態のない保育士などを除き、保育士の配置状況を再確認した結果、令和3年4月から特別指導監査等実施時点まで、宜野湾市にある認可保育所（そらみライオンの子保育園）で少なくとも14か月の期間1人、小規模保育事業所（ライオンの子保育園プンバァ）でほぼ全ての期間1人から2人、子どもを安全に保育し、質の高い保育を提供するための年齢別配置基準に基づく保育士の数が不足している状態であったことを確認した。

また、公定価格において充足することとされている職員構成について、令和6年6月現在、宜野湾市にある認可保育所（そらみライオンの子保育園）で1人、小規模保育事業所（ライオンの子保育園プンバァ）で3人の保育士が不足していたことを確認した。

4 確認した不適切事項に対する今後の対応

市から認可保育所等に支払われる給付費等は、保育士の配置基準等を満たしていることを前提に算定されているが、一部の施設については、基準を満たしているとする虚偽の手段により不正受給が行われていた。

給付費等には、基本部分と年齢別配置基準を上回る職員を配置した場合等に基本部分に上乘せされる加算部分があり、国の通知等に基づき、基本部分については、基準を満たしていなかった場合は適切な指導を行い、加算等について、虚偽又は不正の手段等により加算認定等を受けた場合、既に支給された加算等の全部又は一部の返還措置を講じることとされている。

このため、令和6年度時点において、必要となる保育士の数が不足していた2施設については、既に指導を行っており、宜野湾市の認可保育所（そらみライオンの子保育園）においては、7月3日に保育士1名を採用し、配置基準を満たすよう職員が補充されている。

残りの小規模保育事業所（ライオンの子保育園プンバァ）については、引き続き管轄する市の指導を仰ぎながら、職員の補充等に向けて対応しているところである。

今後は、7か所の施設に対し、各市において不定期の巡回指導等を実施し、適切な職員配置状況のもと安全な保育が提供されているか確認を行うとともに、給付費等の適正な申請および執行について注意喚起、指導等を行っていく。

県や市等の施設監査では、保育従事者の本人確認徹底等、設備等運営基準に従い施設が適切に運営されているか確認し、必要に応じて指導等を行っていく。

なお、給付費等については、今後、管轄する市において、令和元年度まで遡って申請状況等を確認し、具体的な給付費等に係る返還額の確定作業を行っていくことになるが、令和3年度から令和5年度における給付費等に係る返還額は、現時点の概算で少なくとも約5,400万円を見込んでいます。

5 再発防止策

通常の指導監査では、監査調書に基づき、雇用契約書や賃金台帳等により職員の勤務実態を確認しているため、今回の事案のように各施設単独でみた場合、関係書類が整備されていれば、不正等の事実を見抜くことは難しく、特に、市町村や制度を跨いで複数施設を運営している団体等の場合は、施設監査等団体が異なるため、より一層困難となる。

このため、再発防止の観点から、市町村や制度を跨いで複数施設を運営している団体等に対しては、複数施設同時に監査を行う等、今後の効果的な監査の在り方について関係市町村等と検討を行っていくこととしている。